

文京区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (5年1月1日)	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)	(参考)令和3年度 の人件費率
4年度	229,653人	132,020,929千円	5,685,452千円	21,531,889千円	16.3%	16.9%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

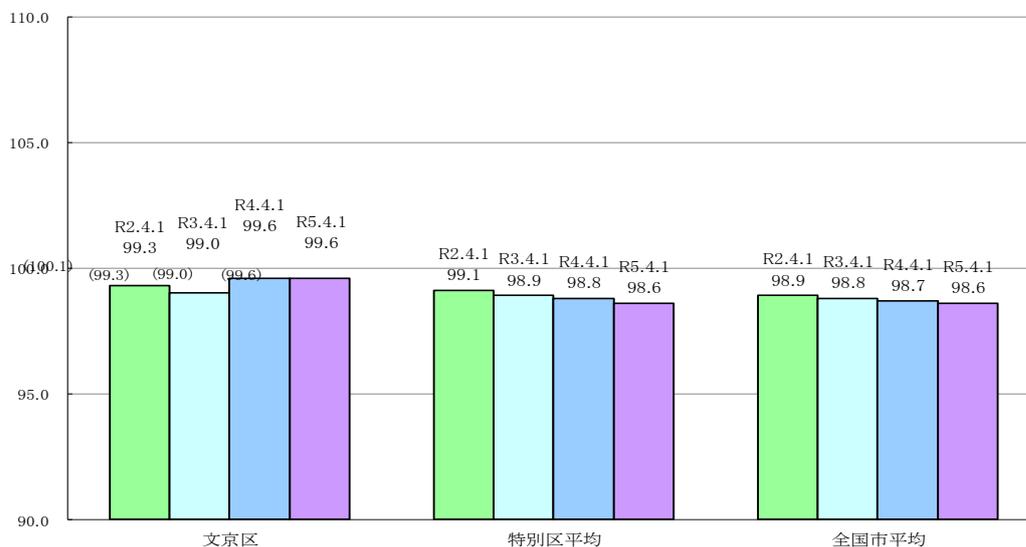
区分	職員数 (A)	給与費				(参考)一人当 たり給与費(B/ A)	(参考)特別区平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計(B)		
4年度	1,903人	5,908,385千円	2,420,858千円	2,811,420千円	11,140,663千円	5,854千円	6,538千円

(注)1 「職員手当」には、退職手当を含みません。

2 「職員数」は、令和4年4月1日現在の人数です。

3 「給与費」については、任期付短時間勤務職員及び再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、「職員数」には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経歴年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出)

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 (A)	公務員給与 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定率)		
5年度	383,184 円	379,462 円	3,722 円 (0.98%)	0.98%	0.98%	1.1%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の 4 月分の給与額をラスパイレ比較した平均給与月額です。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給割合 (A)	公務員の支給月数 (B)	較差 (A-B)	勧告 (改定月数)		
5年度	4.64 月	4.55 月	0.09 月	0.10 月	4.65 月	4.50 月

(注) 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数です。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

① 給料表の見直し [実施]

【実施内容】

- 改正時期 平成 27 年 4 月 1 日
- 内 容 行政職給料表(一)については、特別区人事委員会勧告(地域手当の引上げに伴う給料月額
の引下げ)を踏まえて、平均見直し率 1.7%引下げで実施した。経過措置はない。
なお、他の給料表についても、行政職給料表(一)との均衡を考慮して改定した。

② 地域手当の見直し

【実施内容】

- 支給割合等 国基準では平成 30 年度までに段階的に 20%に引き上げて支給するのに対し、文京区では平成 27 年度から 20%で支給している。

③ その他の見直し内容

- (1) 単身赴任手当 国や他の団体との均衡を図り、国とは異なる内容で実施した。基礎額を2万円から3万円に増額したほか、加算額を引き上げた。
- (2) 管理職員特別勤務手当 国と同様に見直しを実施した。

※(1)及び(2)ともに平成 27 年 4 月 1 日から実施

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(5年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
文京区	38.9歳	292,800円	424,198円	368,702円
東京都	42.4歳	316,277円	451,385円	398,074円
国	42.4歳	322,487円	—	404,015円
特別区平均	40.2歳	297,057円	420,681円	373,138円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 (A/B)	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	民間の 類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
文京区	50.0歳	169人	272,900円	375,413円	336,701円	—	—	—	—
うち清掃職員	49.0歳	104人	274,600円	394,413円	341,427円	廃棄物処理業	47.3歳	310,800円	1.27
うち用務員	59.1歳	24人	263,700円	330,845円	317,737円	用務員	49.1歳	241,700円	1.37
東京都	50.5歳	1,241人	287,646円	388,055円	354,902円	—	—	—	—
国	51.2歳	1,941人	286,942円	—	329,178円	—	—	—	—
特別区平均	53.8歳	238人	288,690円	385,783円	354,482円	—	—	—	—

区分	参考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	(C/D)
文京区	—	—	—
うち清掃職員	6,268,256円	4,321,100円	1.45
うち用務員	5,342,640円	3,253,900円	1.64

※民間データは、「賃金構造基本統計調査」において公表されているデータを使用しています(令和2年～令和4年の3か年平均)。

また、廃棄物処理業と用務員については、都道府県別のデータが公表されていないため、全国平均値となっています。

※公務員と民間の職種等比較に当たり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当の額を、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③幼稚園教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
文京区	36.3 歳	307,000 円	414,904 円
東京都	40.0 歳	337,727 円	437,064 円
特別区平均	38.0 歳	329,021 円	441,201 円

(注)1 「平均給料月額」とは、5年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当や地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの全ての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

3 「平均給与月額(国比較ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため、国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況(5年4月1日現在)

区分		文京区	東京都	国
一般行政職	大学卒	188,200 円	187,900 円	185,200 円
	高校卒	152,100 円	152,200 円	154,600 円
技能労務職		144,300 円	149,600 円	—

(注) 技能労務職(文京区)は、職種により異なります。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(5年4月1日現在)

区分		経験年数 10 年	経験年数 20 年	経験年数 25 年	経験年数 30 年
一般行政職	大学卒	269,554 円	360,057 円	383,306 円	400,413 円
	高校卒	218,563 円	258,567*円	345,633 円	372,577 円
技能労務職		211,525*円	—*円	299,100 円	316,971 円

(注) 一般行政職(高校卒)経験年数 20 年、技能労務職経験年数 10 年は、該当しないため、近似の階層で算出しています。

技能労務職の経験年数 20 年は、近似の階層を含め、該当はありません。

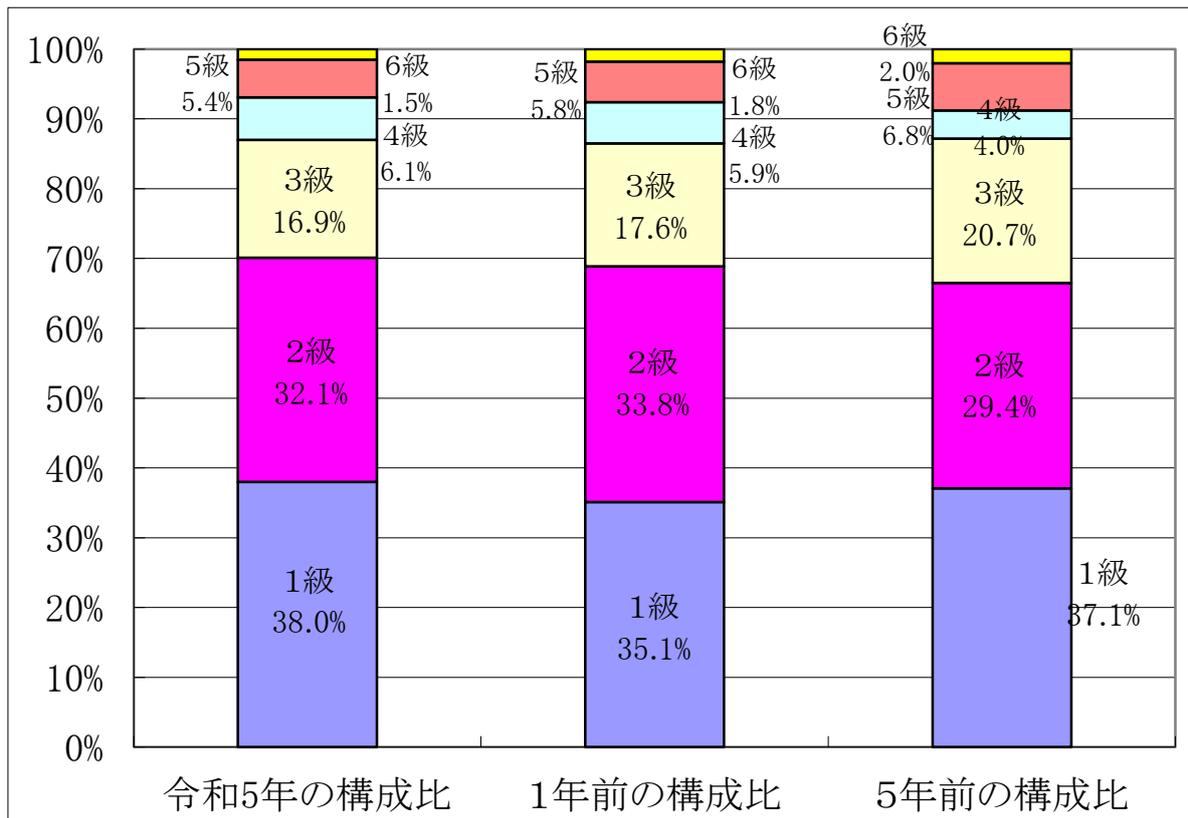
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(5年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数 (人)	構成比 (%)	1号給の 給料月額	最高号給 の給料月額
6級	部長	18 (0)	1.5 (0.0)	368,900円	512,600円
5級	課長	65 (1)	5.4 (8.3)	283,900円	452,100円
4級	課長補佐	73 (0)	6.1 (0.0)	254,300円	426,300円
3級	係長・主査	202 (0)	16.9 (0.0)	228,500円	404,400円
2級	主任	383 (11)	32.1 (91.7)	200,500円	355,500円
1級	係員(2級から6級までの職務の級に属さない職員の職務)	454 (0)	38.0 (0.0)	147,500円	321,900円

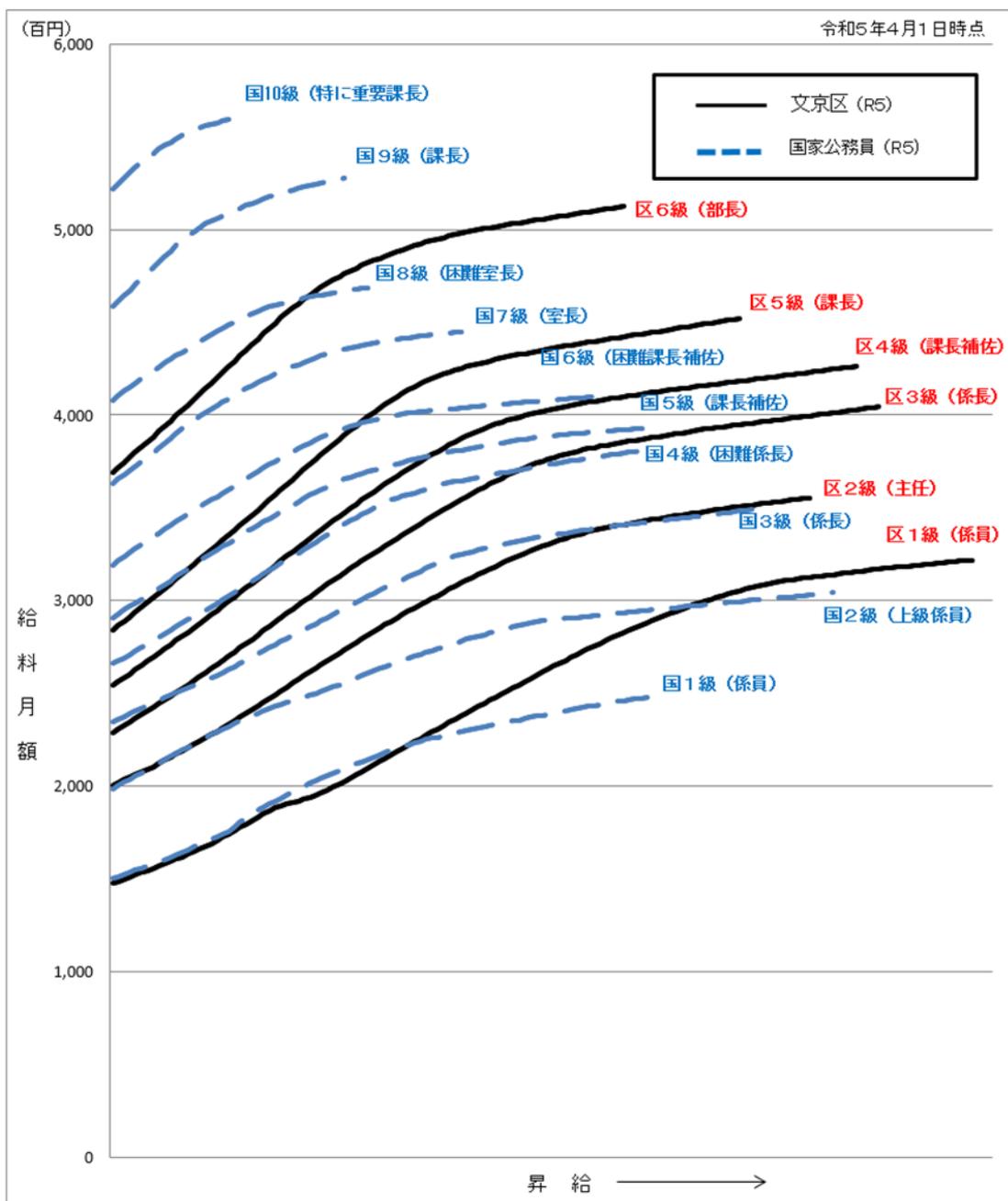
- (注) 1 「職員数」は、文京区の給与条例に基づく給料表の級区分によります。
 2 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。
 3 職員数及び構成比の()内は、再任用短時間職員であり、左の数値には含まれません。
 4 構成比の数値は、項目ごとに四捨五入しています。

一般行政職の級別職員構成比の推移



(注) 平成 30 年に8級制から6級制に変更している。(旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和5年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況(一般行政職)(文京区)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

文京区	東京都	国
1人当たり平均支給額(4年度) 1,569千円	1人当たり平均支給額(4年度) 1,844千円	—
4年度支給割合(一般職員) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.15月分 (1.35月分) (1.05月分)	4年度支給割合(一般職員) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.15月分 (1.35月分) (1.05月分)	4年度支給割合(一般職員) 期末手当 勤勉手当 2.40月分 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15、20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 4年度支給割合(一般職員)の()内は、再任用職員に係る支給割合であり、1人当たり平均支給額(4年度)には含まれません。

2 管理職員の期末手当の支給割合は2.00月分、勤勉手当の支給割合は2.55月分です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(文京区)

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(5年4月1日現在)

	文京区		国	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2～20%加算)		定年前早期退職特例措置(2～45%加算)	
1人当たり平均支給額	1,382千円	20,299千円	—	—

(注) 「1人当たり平均支給額」は、4年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 地域手当(5年4月1日現在)

支給実績(4年度決算)		1,402,738千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)		677,324円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
文京区	20%	2,071人	20%

(4) 特殊勤務手当(5年4月1日現在)

①支給実績等

支給実績(4年度決算)	22,749千円
支給職員1人当たり平均支給年額(4年度決算)	108,847円
職員全体に占める手当支給職員の割合(4年度)	10.13%
手当の種類(手当数)	5種類

②手当の内訳

手当の名称	主な支給対象業務	主な支給対象職員	支給実績 (4年度決算)	左記職員に 対する支給単価
特定危険現場作業手当	エレベーター等の検査等	建築指導課	1千円	1台につき 380円
	地上10m以上での検査等	契約管財課・建築指導課・ 保全技術課・整備技術課	16千円	日額280円
福祉事務所現業手当	家庭訪問	高齢福祉課・障害福祉課・ 生活福祉課	968千円	日額440円
児童相談所業務手当	一時保護	子ども家庭支援センター	2,756千円	日額1,470円
	家庭訪問、指導、相談業務	子ども家庭支援センター	699千円	日額490円
防疫等特殊業務手当	一類感染症の患者に接触	予防対策課	0円	日額640円
	二類感染症の患者に接触	予防対策課	8千円	日額280円
	新型インフルエンザ患者に接触	予防対策課	0円	日額280円
	結核患者に接触	予防対策課・保健サービスセンター	26千円	日額150円
	新型コロナウイルス感染症患者に 接触、長時間に接する業務	予防対策課	24千円	日額4,000円
特例	上記以外の新型コロナウイルス感 染症患者に接する業務	予防対策課	12千円	日額3,000円
清掃業務従事職員 特殊勤務手当	廃棄物の処理及び関連業務	文京清掃事務所	15,227千円	日額700円

(5) 時間外勤務手当

	令和4年度	令和3年度
支給実績(決算額)	605,939千円	661,543千円
職員1人当たり平均支給年額	316千円	350千円

(6) その他の手当(5年4月1日現在)

手当名	対象者、内容及び支給単価	国との異同	国の制度	支給実績 (4年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (4年度決算)																
扶養手当	扶養親族のある職員 <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>9,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>16～22歳の子に対する加算</td> <td>4,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,000円	子	9,000円	その他の親族	6,000円	16～22歳の子に対する加算	4,000円	異なる	扶養親族のある職員 <table border="1"> <tr> <td>配偶者</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>その他の親族</td> <td>6,500円</td> </tr> <tr> <td>16～22歳の子に対する加算</td> <td>5,000円</td> </tr> </table>	配偶者	6,500円	子	10,000円	その他の親族	6,500円	16～22歳の子に対する加算	5,000円	千円 90,306	円 180,612
配偶者	6,000円																				
子	9,000円																				
その他の親族	6,000円																				
16～22歳の子に対する加算	4,000円																				
配偶者	6,500円																				
子	10,000円																				
その他の親族	6,500円																				
16～22歳の子に対する加算	5,000円																				
住居手当	世帯主等である職員のうち借家・借間居住(家賃月額27,000円以上)のもの <table border="1"> <tr> <td>月額</td> <td>8,300円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">加算額</td> <td>満27歳以後の最初の3月31日まで</td> <td>18,700円</td> </tr> <tr> <td>満27歳の最初の4月1日から満32歳の最初の3月31日まで</td> <td>9,300円</td> </tr> </table>	月額	8,300円	加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円	満27歳の最初の4月1日から満32歳の最初の3月31日まで	9,300円	異なる	借家・借間居住職員 (家賃月額16,000円以上) 28,000円(限度額)	千円 102,747	円 162,061									
月額	8,300円																				
加算額	満27歳以後の最初の3月31日まで	18,700円																			
	満27歳の最初の4月1日から満32歳の最初の3月31日まで	9,300円																			
通勤手当	通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員 6か月分の定期券相当額を一括支給 (1か月あたり限度額55,000円又は距離に応じ2,600円～13,000円)	異なる	通勤のため交通機関又は自転車等を一定距離以上利用する職員 6か月分の定期券相当額を一括支給 (1か月あたり限度額55,000円又は距離に応じ2,000円～31,600円)	千円 284,737	円 138,558																
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 部長 127,600円、重要困難課長 101,500円、課長 92,300円、園長 89,600円、副園長 64,700円 など	異なる	管理又は監督の地位にある職員 俸給別、職務の級別、特別調整額の区分別に額を設定(本府省 課長 行 (一)9級 130,300円など)	千円 124,921	円 1,135,645																
初任給調整手当	専門的知識を要し、採用困難な職種の職員(医師) 118,000円～268,500円	異なる	勤務地により414,800円以内 (医師の場合)	千円 7,417	円 2,472,400																
単身赴任手当	異動等にに伴い、配偶者等と別居することになった職員(基礎額30,000円 職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ、6,000円～14,000円加算)	異なる	職員の住居と配偶者の住居との交通距離に応じ30,000円～100,000円	千円 528	円 528,000																
休日給	休日における正規の勤務時間内に勤務した職員(1時間当たり単価の135%)	同じ		千円 46,449	円 164,712																
夜勤手当	正規の勤務時間としての午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員(1時間当たり単価の25%)	同じ		千円 1,625	円 116,043																
宿日直手当	宿日直勤務した職員 一般6,500円、非常災害9,400円等(1回当たり)	異なる	内容に応じ4,400円～21,000円(1回当たり)	千円 1,160	円 14,146																

(注) 支給単位は、注記のあるものを除き月額です。

5 特別職の報酬等の状況(5年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等		
給料	区 長	1,246,700円	(参考)特別区における最高/最低額	
	副 区 長		1,286,000円 / 912,000円	
報酬	議 長	916,100円	956,000円 / 856,000円	
	副 議 長	785,200円	809,000円 / 756,100円	
	議 員	595,400円	621,000円 / 589,000円	
期末手当	区 長	(4年度支給割合)		
	副 区 長	3.30月分		
	議 長	(4年度支給割合)		
	副 議 長	3.20月分		
退職手当	区 長	(算定方式) 給料月額×勤続年数×3.8	(1期の手当額) 18,949,840 円	(支給時期) 任期ごと
	副 区 長	給料月額×勤続年数×2.6	10,492,560 円	任期ごと

- (注) 1 「特別区における最高/最低額」については、各区の特別職の給与等を定めた条例に規定されている額です(特例条例を定めて給与減額等の措置を実施している場合は、減額後の額)。
2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年)勤めた場合における退職手当の見込額です。

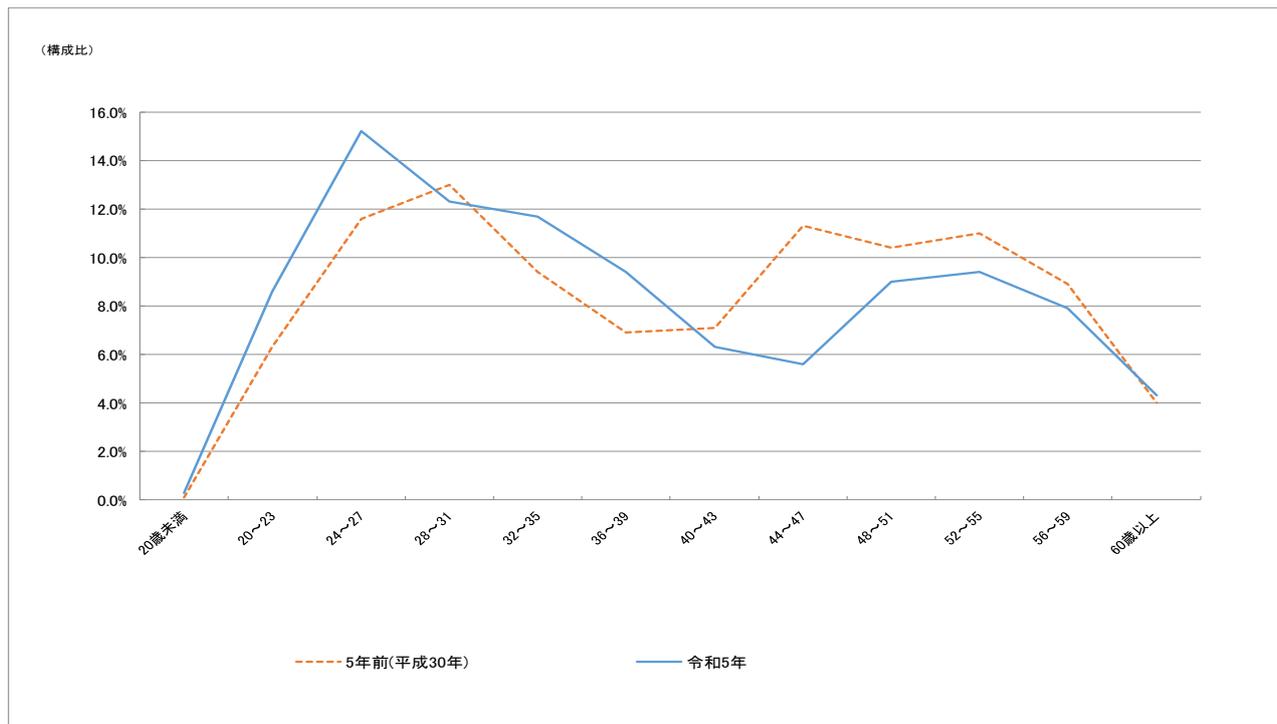
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職員数 (人)		対前年増減数 (人)	主 な 増 減 理 由	
		4年度	5年度			
普通会計 部 門	一般行政部門	議 会	12	12	0	
		総務企画	324	348	24	DX推進プロジェクト、契約制度担当の設置、区民コミュニティ施設の整備、新たな地域防災計画に基づく災害対策の推進、都市交流の推進による増
		税 務	60	60	0	
		民 生	791	835	44	地域共生社会推進担当の設置、子育て支援推進関連業務体制の強化、私立認可保育所等への指導監督体制の強化、児童相談所準備関連事業による増 調理職の退職不補充、児童館休館による減
		衛 生	296	304	8	感染症対策体制の強化、精神障害者支援体制及び自殺対策事業体制の強化による増
		商 工	18	18	0	
		土 木	192	196	4	道路維持修繕等業務、細街路拡幅整備事業等、公園整備体制の強化による増
	計	1,693	1,773	80		
	教育部門	210	221	11	学校施設の改修・改築、増築等への対応、教職員人事管理体制の強化による増	
	小 計	1,903	1,994	91		
公営企業等 会 計 部 門	国 保	40	43	3	育休任期付職員の配置による増	
	介護保険等	66	68	2	介護保険システム標準化対応による増	
	小 計	106	111	5		
合 計		2,009 [1,937]	2,105 [1,959]	96 [22]		

- (注) 1 「職員数」は、一般職に属する職員数です。
2 合計の[]内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況(5年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数(人)	6	181	320	259	246	198	133	117	189	199	166	91	2,105
構成比(%)	0.3	8.6	15.2	12.3	11.7	9.4	6.3	5.6	9.0	9.4	7.9	4.3	100

(注) 構成比の数値は、項目ごとに四捨五入しているため、計とは一致しない場合があります。

(3) 職員数の推移

(単位:人)

部門別	30年	31年	2年	3年	4年	5年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,498	1,547	1,597	1,649	1,693	1,773	275 (18.4%)
教育	213	208	207	211	210	221	8 (3.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	0 (0%)
普通会計 計	1,711	1,755	1,804	1,860	1,903	1,994	283 (16.5%)
公営企業等会計 計	103	101	103	106	106	111	8 (7.8%)
総合計	1,814	1,856	1,907	1,966	2,009	2,105	291 (16%)